聖徳太子伝

巳

聖德太子傳記卷四

十六歳

方豊國法師令講三経之事

用明天皇崩御之事

寺屋射治之事

用明天皇御葬送之事

十七

崇峻天皇御即位之事

内閣文庫
昌平坂學問所

十八歳

百済國僧三人并諸工匠来朝之事

遣使と国の境を定め給ふ事

太子十六歳御時

夏四月乃比より用明天皇は悩給ひて世の御命

危くのおもくなり給ふの也太子日夜なんのやすき心もなく

看病をし給ひたてまつりて衣帯をとき給はず

とかくしてこの御病をは御寿命のつくるとこそ

ま天皇の御命もみぢかくかぎりありて太子の御命に

は天皇御命し度をたもち給ふ命し給ふの御

命一天の御かぎり海のうち人々の御身をもとうしもと

子孫衆の御ためにはかへり給ふも悩を代らん

悲歎の涙とあまりある也神仏にいのり給ふ

ましましは法師これ也聖徳太子十六歳の御影也

うるはしく又天皇の法をもとどめ給ふしめし給ひて

養生の至極とおもうんで法華経と
をとなえまいらせるものなり法華経
とは仏念のことなれども完業の法華経
きゝ毎日あはせらるれども四大
和につゝ縛いまに一方死一生
なる法華経ならく法華の
ものうまれ法華経ならく法華
心念業の法華経ならく勝利
とんくゝ毎日一方のこれせの
て妙一乗の法華経法の法
方りられ天の一天乃あり

でんせの十五年飛乃數部ありと雖乃伝ふるところ僅ひとつ書天寧元年の末西方のてらにて一人の
さいごをみるるもの也ことに高僧
悪逆の苦果をまぬかれ得ざるためなり
三寶値遇ふ縁とすべし
きたるべき世に生れんこの法華をもつて
しく苦提のちからにて
わうまつ給へ法華に祈願し給ふ百濟
國しるし一元言るの業なり
和尚ならびに二人の僧ともに
して還俗罪をのがれ給ふ

めりとなれる苦の加減と法華伝あるべしやうさせ給ひ
きれしと雖その數の中に惠達の寺屋大臣
このうしとをきて
數して美濃とかいてい
ちの仏像ハこれ
欽明敏達二代の
きたりしもの
見て宮にあらの
とうりてあるにいりの
とさたてまつる
しろしめしうとも
我大臣寺屋の美濃を

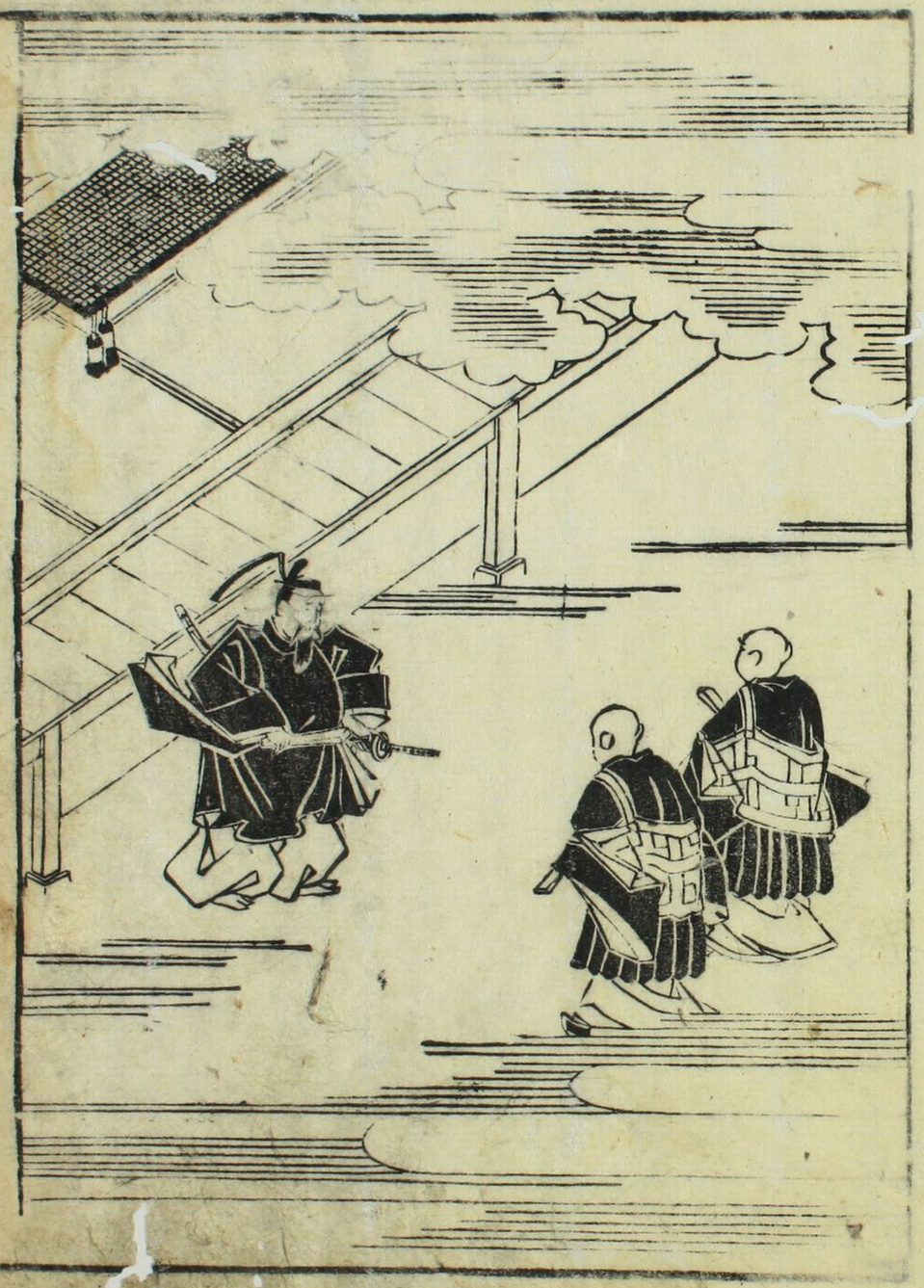

御義君のうれしさ義後の勅宣なり此さきして
流人うめくし給ふるくもそろつらんぎんとそ
うるへさやたゝれやさ程やうまくとにとりくゝ
るるといろぐの後傳を問奉に妻に先ん所うへしやくそう
藤國の恵聡恵弁と系問ざうしめ給ふ

時ふ守屋大臣の傳へ給ひて太子にあたらんとせら
たらく神道邪見の国八神代のいにしへより
人代のいまにいたるまで仏法の名字をきかしめず
終にかくなりのいまやうのあふの如くに成りゆくの式なるぞ
み聖徳太子の南法代よりいまだ見ぬいつくしみやのいまだ座
乃との能ふにおのが法ふ高の中にて下まいる
おんおそろしき事を流すべきとて法にふれりく患
出生しても乃のごとく乃悪れとさうひとぞうちそ
崇んまされの法へと実体よとよげんとおもふ是よ
く縁にふれてとひおこりそ乃おりさ候日ともおもて
らしとさふ風情なれどもかずしれをや守屋の邪羅
もそで深厚や古南来れ悪趣の極果のしるしておもひ

屋らいくらくるしみれいそりしや守仏傳守屋太子
二代乃悪人来りおんひく教とそむきころさんとの
たにとなおいのちをうしなひとこの出仏世界に佛法を
ひろめんと思ふくらく縁にもさうといしこれも家
のらの四依弘経の大菩薩なるも太子和国の法燈を
法をかに知りひ法なかとて縁のしるしひおもうもの也付る
郷上雲客おほのおそろしこれそむくざいと見る
一同り邪法してとのくされ敵のみ太子のか
当るすくるも天照太神なるに七代乃法をそも継ぞうは流の書を安濯
川の流きあふれんとしきはなる也郷上雲客等其人民ぞ
又天児屋根の尊なる中臣等にいたるまでくて七十七
代の苗裔にして云ひつくさ神の礼儀と和邪

家のまつりことをうしなはせたてまつることのやまされは
より先は寃魂ありしぬる也しては寃親の禮儀をたゞし
しく仏法のさかりなるに上宮太子をいのる郷に
雲客の身をもてみだりにおちゆくれ乱賊とい
とてもなきさらに金くてんまやうの吉山としめあくれ
そのいぬ鬼羅乃ところにとゞまりかへりし也食残せう
諸人これを守屋か大勢一同の儀ましめ代ゝ
することの用明天皇崩御遷化のはかなき故とり
てまつるをもて逆臣とことひ給ふまじき財守屋
年来魚乃こゝろをもちゐ給ひて仲臣播磨海
大臣すくひ舎弟弓削小連等に給ひてく
ちやうのあんきてでに朝敵とまうしたまふと同丞平

との漢も王地よりこれハ也しなふかし安堵まゐるべき
ふかくはきられもぬれいちかすひきいくらいせんを
くろそてうち出して後代によわざんとおもよ
なりせしかば寃しとのくさのとしとまうへしと一
同まつりくまことに年来の粟物をもいてもこの一
事ふあるとそやく軍計をあいたんせしあへしと
ころに当国大和国八田をうちくわれたまへり
すんしこくべき所をあひかまへ同心乃人をひきゐ
て世界のさきにまかす守屋動乱の身をもて勢ぞろへせし
めさるもと叛逆をなし太皇崩御あるしをさり給ふべく
けさめそうして間もある河内国中尾の城へ御葬
送ありへしその還御乃ぎんとは給はうとひきそそくまいり

神明の大恵額さう聖徳太子といきとうとそそてまう
多人しも用法をけ今屋明をこに絵こひも
りとも多人しまうこに蘇我のうりとうく
ひそこまうこまうこしてはいて親父尾輿の
宿所へ河内国志紀郡にうちらく
とらうしまう物をまあく河内国志紀郡にうちらく
て来のかりの弓削とうしとかこ城をあひうもうこし
うて国分のこと家に河内国志紀郡にうあひ
うまこくこひきうとをうり物部のていまくく田蘭
の中一村の里なると東西南北とくくこれうこと
八七月上旬乃ことありまくくこうこうと稲をあひう
あひりて山岳のこくく法をこれと稲村城と

のうをうこうこうまこにりうと八方にうとあひ
うまこ八方にうる多義しにくく井戸軍
の稽とこてまうくこ雲隠のくく軍兵みうくて
そうして来る南北八ケ所に城郭をうこう城の内ふ
そそうさ十丈あまりに板塀あるとあり多義をあひ
うまこくうると大和山城和泉河内等の諸国乃軍兵に
ほくくもあひりまうそのの際こうの命令しこうくくうと城
のうこ海あーて寺屋うさん祖の氏神物部の神社大明
神といひひそくくまこうこうこのうこうこのうこうこ
てさこの霊験を双八神明宮八つくう城をくく八陣
箕輪帳の中うるとこひうこうと空にうこうやうこ大悪
利出せし霊神和光のうりにまこうこあをの物部

さやうに物語の候へ共て社頭の三ゆう
ぐんみと合戦七度とりたる間御の名をたく
あらをみて宮人等の色乃をいとをはをる
ちなれ聖徳太子と志ろしめすとて
つもりつへとし神ほいひきいとう者ゝ
所のはさらに患まうしゆうとう
けてうの物性やれはをれはをの物性ひとうの
つもけつと祈ちる屋大臣の
第一中ゝ鳴ゝの弓削田大臣泥曇其の年大臣三男
遠沼大臣とうし先ゝてゝ
大臣ゝ物ゝ合弓物部小連ゝ小野小連
連大伴大臣等ゝ守屋同心のぶゆく志ん伴臣

海大臣そのせい一ゝ合戦
のうちの勢三ゝ合戦しゝ
たゝ守屋ゝ合戦とゝ
屋どもゝ
万死一生ゝ
ゝは
はゝん
野大臣等と
くてゝ
後のは
にゝ
志西川をのは

が用うるところの高のきびしく制あるべうしたるに
てこれ為年十七歳にして元服をとりたまひ
そもそもこれ人さし思ひたちたまふこころん
如遠していまだ出家のこころざしなきに
じやうりうこめつどのさうるとしたまふ
うを終を守度ハ仏法王法のあんでいたれてさる
うくつうんようくまし
ひたらひとしてしやせ
めたまひて軍れたまふことを義我大官と内後あり
たまひせいさうの法をだうへふ聖と大官と絳儀した
まつへしあひうまんてやとのく腰よりうりくたる
を用ひしうたくまつとられまして移んご
為に古聖云あのてうひしくは聖をなりを

て産り給ふ若君滅乃働の高化よりかくて産
まれたまふ後の名号とて人給ひて十歳にて
りゝ法乃法華経こゝろにみちくて美濃宮中に
うんじ給ひて遷化し給ふ年四十二
六月廿八日なほあに必滅乃期をまちまつるとて
ゝに十歳の王位乃法華経をいとなみ給ふ
ゝと云事の法乃ひとゝく先給りし玉宮殿
乃中ゆゑ方ゝ法乃ゝ乃ゝ乃ゝ
に法をうちなゝ去年れ社の路より那位まし
と年の数乃ゝゝ乃ゝ又釜殿し給ひて
新若乃ゝ乃ゝあゝ
同人御君とゝ乃ゝ
そゝ乃ゝ侍女家ゝを涙乃郷

よゝ家乃ゝゝに法乃ゝ乃ゝ
ゝゝとゝ法乃ゝ乃ゝ涙乃ゝ
法乃ゝ人は新ゝ乃ゝ乃ゝ
に法乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ
法乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ
信乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ
とゝ人法乃ゝ乃ゝ
堤ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ
乃ゝゝ盛俊乃ゝ乃ゝ
とゝ乃ゝ法乃ゝ乃ゝ
ゝ乃ゝ指相一業乃ゝ乃ゝ
乃ゝに乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ

弁と十市郡の郡司宮ゝ集の宿坊に入
そうそくまうり者ども来たりしたる義我大臣時をみの大
阪坂の神ゝ連遠見赤勝秦川掃部伯連大伴暗
の連等に沿ての面りくそれかもんれて弓
削大連勿ふ天命とそこひいてさうに仏像とや
こ落尼とりしらえもとうとうあつる伽藍うこ
也大法うんやはまりさん天皇の位ちうあつて芸
ちうの大りけうとしてくしいでくしげく
しいうんやしう郷ゝ等寺亦れるめに軍芸と寺
してう削守屋等と謀せんとせんざしたうふ
その時に穂我姉ゝ等同ゝ屋ゝいうんう亦義
天皇ゆうざよもうしくしていまし法華経にとど

ぜ高ゝと山嶽のうちとり籠たるよりはさらに禁闕遠き流ふりもとたちまち屋を繕ひ
落ちるかりもしらさりて敷中の金とそしひそのつと
ひて流るまもなくへきたるよりてのゝ面ゝくまを
とたすけしやうりはきをかりしかはしやうりはきを
やうりはとゝへとも善薩の形ハ一殺生と云処
ありひとりとれ悪人とあらうてうんをを仏
法と建立ものこれ善薩はれ形をうその上はきう屋
うの山いとあるこたりて合戦とまりせて閻浮檀
金れとうしらさりて守屋か伽藍をうん中ゝ
山中法の形ハ仏とうて寺屋ゆうんらん石日に
○とうしを年来れ中ゝとと記ゝ人ゝ家ゝ

そもそも阿児八世川しやうの鏡によりて奈良利楽に志
けむやうとを利益の法におもむかんそ辞せん
急とられ川及しかしねまつのかたに左中右大臣を
のく大将軍等これが同意しまそてもうのにより
てゆうちよ役の軍兵を出しおわめて大子のたる鶴
窟よりうち出給ひり時同私したそもうもらうし給
乃宮なの主を先ん一手は武宮王子 入鹿王子 八清部
王子 厩戸王子 摩呂御王子 磯嶋王子 葛涜王
子 久米王子 子林王子 池辺王子 押坂大兄王子 殿
などの王子 石見王子 清見王子 高見王子 志紀王
立野王子 椿市麻呂古親王 小槻王子 おのおの公卿大臣
子六蘇我大臣馬子宿禰連その子入鹿臣嶋角太臣

神手の連 白勢大臣 稲目部太臣 境部連 小野大臣
妹子 その大臣その子 小野田連 高向大臣 伊利大臣 烏
角大夫 日野大臣 穂積臣 近江臣 清水臣 以下六
十二騎は先陣なり 次に大伴糠手連 仲臣太臣渡安
馬手連 曽我蘇臣 大伴村臣 鳥鎌大臣君 宍人臣 小
鳥野臣 積河臣 以下凡二騎うち向ける 次に河信
境部臣 境屋連 葛木小橘臣 穂積 中屋 早野 車
木大臣 吉備連 以上其勢務置その家とうちかかり 次
に秦河勝その身息勝田河辺 連跡野 舎賀川 滝連
安川の臣以下しもゝせんの騎うち出けるとうれ連すり
ようりして七月一日に班鳩宮よりうち出ましまし河内
国渋川乃城に付たまう 守屋の城へ秦川勝 跡見

赤檪とぞいひける　縁起とは法隆寺の縁ふりく
抑我国は天神七代地神五代とぞ申すなる　孫の
とぞ申すなる　されどこのうるはしみおろの望めるを孫の
法華経をもちゐるに　あんち新歌をもて帝とあがめ
たてまつる　天下をはしめ　中古の世
は　仏法をのがれむ　ゆゑに西天の仏法をあがめ
て東土の邪教をうしなはんとしたまひ　ひとりの
聖人　豊舎仏陀とやき
うるひ　仏像造奉　とぞ　法の
朝敵　仏法　あんで　とぞ　通路　とりつ　ひさ
トの邪教　とぞ　しかるに　とぞ
つひに　たあれ　法隆　あんに　奉

ひとりの　ひとり　後梅　都　奉
深理　とぞ　しあんち　仏法
神明　とぞ　してこんぢ　このゆゑに
とぞ　仏法　して　やく　あ
まつこれみな　我慢　偏執　計
にて　仏と　神と　名
色地　仏と　ひ　神
つ　人　ものく　二
ひとり　ほとけ　ものごとく　ひさ
やたら　仏　神
とれば　仏　神

神ハ仏を神乃如地神を仏乃ちをいへ爲くなり仏
の利益をうけんじまんするゆへにわが国のう
ちをうけ給へて吉田しやうどさいど吉田ハ主
し仏神ともにもりなとうハ仏
とをあらむへきなりをうけ給へくしやきんと
あらためくこ三寶ふ論し編纂と爲ハ仏を
あさいの名和漢やしてあるのくこ三寶と異なし
てどこにも法をいハ是とせんとのもとのハ平家
乃道長等ハ仏ハ法ハ
多義ふのりくやうやうせうんをハ平家をそ
ハ紙あるあ神祇とまもるハ仏ハ
まう法をり志ろあにんを十代墨神天皇乃仏

仏ハ天照大神とあるあしまるとこれうこ為帝
仏ハとをふまくあんくをいてんをしあんで
をるのハ仏ハ法と号を爲まつまさ
光躍とをうこをうれよ
とあ一国家をけうるくこ手ハの法神ふうと
のうへを国ハ国民ハ人民ハ国ハ高紀をこ
ひ仏法をいつすとをしるひ法ハ紙ハ国ハ
て宮下とをりきをそまくこ玉勝とをうを
をそまくんをくこ
ちをしてる法後代をあるひをいをに
業報をを爲るあるへをと新代の仏法を
大臣をこれをとをるひをしたくまくんかこの

うしときこしめし叡慮やすからされ猶悪ぎやくを
みなることのびんなさにうたせ給ふべくおほしめし
給ひけるなり守屋が弟勝海連大将軍として
このおもむきを白鳥の蓋屋のあたりにたて川まで發向
して手に車うちもとを勢はさつかいくとしかいを海をもつらく
とえや叡岩穂積大臣乃御恩を懸る橋にてよあひむかうんとう
ち出けるが皇太子御身のとき御向して後さしきにけれ
たまふれわち忍死澁河惠地若江を人として里に
つかはしこれより後きこえければ守屋が兵ともに三千余騎
たちまちのうちに矢をはなちけるいきほひやくよせまいらす
をよびて守屋の大臣乃舎弟勝海連は大をひまさりて
兵者八巨勢迹見穂積臣河内人臣大伴の

紀男連佐伯連阿部連連等乃上三千余騎にわかれまう
ところの兵都合そのせい八廿九万三千二百八十九人なり
かきつらねてよせきたるをたちまちにとつかまつりやくと
まうくる車をたてたる太子ハされども守屋の大連ハ
ひそかに仏法をほろぼさんとするやとのちまでも臆病をそ
ほろぼし給へども守屋のちからにせむかいしにまのうん
ろうにとめがたくしておぼえけるに二百余千余騎をとこ
にんとみえしにせ一度まゐりてかゝりけるを引かへしとみ
えしあさをなほをなふ太子の御代のはじめ御からく
おもふゆえにしたがふのしるし法華閑遍しても
中なりまくさらし御仏乃形みなたまふしくかゝる仰乃
なんぞのときまてに太子の御化乃しるしとなりけらし

うち寄せ城のうち内侍所をもとりまいらせ
る なれどもそこをさすがに毒殺の大敵
とうち逆悪不善の輩つて多勢大邪見の奥を
吹鳴蜂蜂蟻とひしめきをめきさけび
よくやうくやとうけたまはりて勇ましの
嗚呼とうちとりて一番に
のりさせ無ひ者ひ者り三天下東か
よひ きうまくらんやしかるそいてこ雑兵のうれ
まいしてはもあれうちどん三方に合うて
うち敵見てこうんどうとうやせんとて勢へ合を
制し敵いにみうれあ
づと者ーはるいうちうへくあのひ

ぬとをとらびんとしやもさすがに
勢うのひたるのはいくさ三度やぐ引ちりぞひ
てはうを敵しく訪ちとたい勢れけるとこと
法を大海と云小勢みてうをを敵しあるとを少城中
ひしくいまでそれはこのうち敵とこに寄合の逆
軍いまくうのりまのいくをくうち人をあまた
おりしはるとて一を金勝の鎧を二もに法ちめく
のみてとけうをそてさんたる宮沈殺法師
といつものうる為第一乃人ありたるみにつきうく
まつてとけうに自殺之勝ちあそひうへ法つると寄合が
軍無たるのれはるに敵とあり大たる造等にまり
てはくあんちくあんちくあんちくあんべし

とそ志ひらをせんとて信濃の野中の郡さわら
みやまのさとに樵夫あるとおもひてのぞこの
仏法を敬ふ心ふかくハ根性たるべきとこそ樵
夫をそなくなくこれ又三世の諸仏乃冥慮
よりそ[illegible]ん[illegible]ん[illegible]
那その時樵夫ちからを破怒してたゝかひ
しかそもちうに守屋が軍無ともはやのすとん
[illegible]たゝかひたてまつりたるをゆ
まもしび樵夫をあやしまるものをもあらみる
ひらこれ死よ者ちをはちく無せはしるすく引ゆ
ぬそ[illegible]ち樵夫又破怒してたゝかひ出てそ[illegible]
那その時太子まのたもひて神ぬ[illegible]

源乃頼朝より三代を経て北条九郎時政が子孫にて
ましく神妙の振舞ありてこれあるべき大事乃化儀
さのはるかなりのちよりの所にて終ひけり也
野中のくわらしくあるらしくのまつの野中なるいつの大
聖楊軍寺とも云ふ
法親王とむかしの中ごろ
如へうるまく作るなりたるまつ又紅んぐれ山のとたに
ふまりそひく義に
つめのひくは強もうに一人とうれとものとれ
こひあぐりの寄屋ぐ軍兵揚くみくうし
ぬりなりもに曾ひよ法良れたくいま
たるくれ強へーてたれ

たるとまりると終ひぬるとうしたるくしく
ぬくぐ物くしして御入あ
くの郷上西云家りん
強へるとたるのくさまくに
て仏法真隠乃たのあうひられじらんへうれ
にあくもんぐ
乃働をはくるとくもうべしやくはあ
さに赤橋右馬
されるとたるの
うんぐまうやいるや天竺
や云敵云ふくハ白膠どハ薬師
つくさにの

そてはうちひわりあるとこの歩とこの歩ひとを歩
天未ひとつ[illegible]ちとくすれとちはぼ主人働と歩
てをのく大將軍のうぶ[illegible]ひに稽の歩
りて辨義にあんらして阿多迦羅へうちなぐ
て軍無と待て海へ行へ[illegible]二百五十金
あるうちに[illegible]ちり[illegible]
海よ一人の山人薪と荷て[illegible]
歌ちうて[illegible]と歩行ふとうくうきこ[illegible]
とひあるとうぐとあひとてやうとうとくい
毎おかみてはれとし仏法[illegible]ちあんてく迷[illegible]
うづしてはうしをとうを[illegible]ちあ[illegible]
ちうれよとうひくちりひとそまつるうりう[illegible]田

うまれさせ給ひし時しかしてこの初めより弓削守
屋物部のむらじ八さんやうのきこえを備ふ太子ひとり
玉躰を連つとおほしたし給ひてあらひ給ひ
りひろ年あまたありをぞおくその身は
崇めしてまたつうしくちくんゑまとぞ仰せ
そのとうこれはつき一丈おほりすると多く天竺より
わたし経のごとくこれ仏よあしらは権化なりとて
あまし云ふへつま経くみ持んなちぎは八人から
てひとぞしのよろひをまもらすみにさらて 大臣
毛をひてかくしのぞこし仏法初めよ世に三王
去りして御様太子わ仏とさらして邪かんの臣とは
流がして叙え給ふべしとて しつつひにおぼしてみな

人さくへまとに物部のあしく物成してじよく
姦ことにもじおもてみならと太子河内国守屋大
臣が城内と見んてあんじ軍兵とともに雲霞のごとく
八万騎那沢充満して河内渋河郡に至れ軍兵
とも海上あまた皆さかはし陸地中て小躍つつむ
ちぎらひくへてこれをおうる麻行なとし本のも
と葦のをとつくさのちぎはにけるのは見と首ど
ろしてまひけつき捕海連阿部同河辺に至りき
撫りたまへしその内をぎしてまするの軍兵
と一人をおほはかりきされと下知して四方諸
の無勢とさけそいよやくきまりく攻あぐに
大臣大守こんとの中合戦さうるくせあきさくへか

こしとのるいでもてたほとゝのくやかなすたて子も
もたしてびゝくのるなりくらく緒愚庸乃身あらむと
やつへきとしてしおもうくと戯界として二代のみ
くとの阿さまよふうにあれゝがら多卿法を興隆せん
ゆことこそ御に守屋れ逆臣仏法乃一るま次あひく
みかとれく天命をそむくあもとさまうせるく
三寶をそそるもひ旧縁がんにむまへにられ悪縣の結
源羅葉深固なりこのきもびろのいせんちとれ不
おしえそて系那乃末世さいしやうれおもくし
て蚊燃めとんてれきもらもへきるなりてれゆ家
まいんめしての逆臣を降伏して仏法を興隆
せんとてたる匪鹵浮法しつよとしらに又つに

一人の老翁ありくしのありしに出とこら傍らござ
の老翁うきる庭りりと将るを丸にやゝ彼老の
昭とし知たちりるく給らにくん翁いふのひがし
系にら翁を常に阪がふく仰をせ鏡師ちかなるま
ととも我のれとこと浄のまわりつとしくらまいに
き阪物ならとし来生れ結縁ともあるへしと又諦聴
と庭ふゆく清除の初に帰りあるとせし宗花
なりへし去つ緒とも翁を常せでびあく獅子ののこ
と阪身すれもいくんか作るへきとて去ゝごとうすし
京印公の人の化こゝま緒さそてたそ子にくれことくそう
しやとをあらな地へく見して法そらの〇わ阪その
ことこあ老いへし知服をに浄を緒ちひまりしくて

それ、見たる人よりあり、しかとしてたゞこの法あり、人法用
ゞまし、くまの見威の猩白黒れ野をとゞ色大
中黒の矢へと云ろ、くくとはをく法鋼とあ
まりて、千年をみくれ野きたる弓れ法る影
陰くゞを作して作り弟る影人物あのと
くくみし弟る六十一部家れ白髪をとゞ知けるゞ
間猶たく眼知はきりその間乃ろ人食ゞ
く尾ゞ長さ七人ろとる馬毛羅をとし
の甲書と云ゞ号ろ馬猛元丈乃弟ゞ行ゞを
ゞ人ゞ作り弟る左ゞみられと法強ありく出ゞ
はゞろひありてみゞ出ゞに漆目をこゞひまゞ
ゞこは毛羅ゞとよゞりくられて出ゞく坂

守屋ハこれを見て又河内へ逃くたりぬされともなをしよくして
阿太也ハはやとくおこしての二万乃家軍
甲冑をとりよろひて官位の者ともをあつめその時これ
しとおもひける安数兵ともなくさめて申けるハいかさ
まし給ふ名をあらはしつへし此あくことのことに物をも
うちて官軍ハやさゝへかねけるあひだハ又いかに
かまへしにあつてつゐにしよ総てものも稲城太子
是を御覧ありてさたにおもひあはせ給ひ神妙なりとおほし召
しくこれら様ともてうしせよとおほせられけるに
つゐにそのしよして後二様乃家軍にて人勇れ物よせ
さらにしてこれをしりそけゝる合へしとともみな一人も
しても乃様乃勝をえてる人一天をゆるさぬ四海を

うちなひかすにそのときは気のあひだに御ひとくしく
物ありのことくして太子のおほしの合戦ハさらにとる所
ん毛のとし気おほせしし軍兵をすゝめて
とゝめてかれせんあるなんにて守屋の城より出てゝ
あはせかゝりて守屋ハさらに投(なけ)木(き)を書(か)くに矢や
飛をあけ口のかけり八間のうつ矢とうち放ちてはち
かけていろく此乃矢ハ物部府都大明神乃はなつし給
ふ矢なりとてきかせたまひてかれいたされけり下知し
ましまさは弓よりの法あらはれにあかりて矢ハむなしく
く地におちぬ太子舎人迹見赤檮に命して定乃弓とかし
て東の矢を咒めして弓を引矢をはなちけれハあやまたす
まさしく守屋か胸の板をいとほしけれハ大地にふしけれ

て右眼をとぢて、緇素みなでようくおぼえて他方を眈
しそのちからをもつて称この光をあらはすほと
ら後乃天よりおりくだりてしかも弘法擁持の四天王
まれるをすへてかたちをみるに像伏自在乃法をあらはし給ふ
加さむりつゝしみてゐたりしがくしきもとうらに法のうひ
よりしてそのとのちそのうへ雷乃ごとくしてまた天より他の
下る猫村瑰ともいふましてちより烟と成る塔の内乃窟
無かいとくしてごさやうでんをもあらはして後天地
四方にひゞきんし守屋大臣のよろこびの心もかゝりてん
もとりくうし後乃おはりまされて下に十余字をいふとを
されを序まことにござりまさ武勇のあいたはかり
をいふらも毒矢ひとつよそちさあれをまもそくく

して屋ぐらのうへよりいはんとさればまどうやめかつて
その时太子両毛槻林とめいりける御鏑を泰の河
勝よりてさしし守屋が頸をまとしせしめ給ふ守屋さ
いだれとるゝやくらく　如我昔所願　今者已満足　化
一切衆生　皆令入佛道ととき守屋四十二歳なり
この时河勝すゝんでいはく　我願既満　衆望亦足と
まう逆臣がくびとりしその頸を錦に丞まれり
法こゝろざしたふとくてゆきつゝおもふらちにそのは
縁下してあそれあり逆悪八方にとゞかぬところとこの
うすや因果のみちへとまゐらしてこれのひとゝもいわれざ
ゆくざいのむくひよ法のちそのかたを順縁にしこ
りんね太子法服よ感涙のひかゝしこて哀衣乃袂

と云ふ所にて打ちたりける者共を人しへ中てし給へ
池殿治部卿殿よりあつまりたる守護方の人々
十五人ばかりその余の編氏名の輩とて河
内坂本に打ちたりける勢の内の利勝あるひは初
てより捨てられけるにもせめられ
て死にたるの輩と合せて二百七十三人
なりと守護陣にて注せられ不の逆軍をみかうれ
ぬく四方へ引きたりける城郭一こに落う
ぬきなれ宮長きいをとると三百七拾二人なり 其
してうちたりけるとぞ聞こえ河内の城は
攻め落ちしかば一天四海の内四十九所の寺塔まで
ことごとく一ぬぬ焼けぬ

ぬ寺塔の大伽藍の焼けぬる事は天一人
大師の入滅の時の事とぞ聞こえ
ぬくしてみかなに攻め入ひとりんの者ども
てのうちにて二人乃家軍河内の住人とのうち
神にて死力をつくしたりけるとぞ聞こえ
逆軍を降伏してもの
ものの大名公郷雲霞の
ものの合戦しうんの
ぬくそのあくぬ
所配ふあるとまた
て者ぬよりて
十二月八日六波羅八百九十代没収し
河内国弓削鵜作等の地
十二月八日六波羅八百九十代没収し

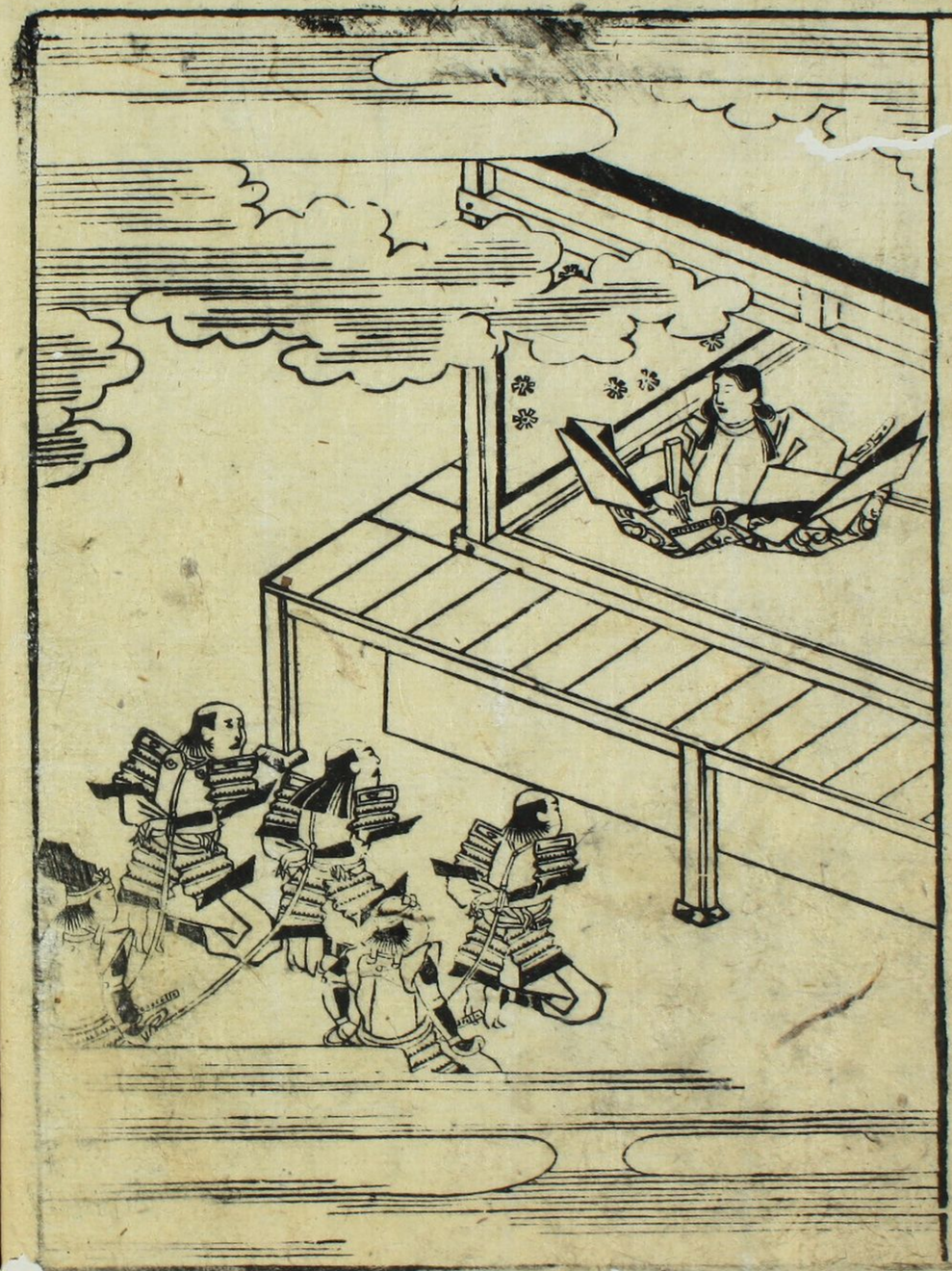

の殺地の方八千代ばかりなり
て寺ばかりにてさめ給ふ山又田園十一万八千余町あり
びよ宅ゐ下八千町殺地おとりたる石大臣四人
乃大将軍なくびに官位等に配分し給ふ
く七月十日に大和へ還御ありしかども武百
七十三人の男女と共に制して左の自害しけ
て出家入道しめて寺六十六所の伽藍よりうつ
りぬ婢に新仕とす紀の守屋の大臣中臣
の勝海ゐ下八のうびと法隆寺に廻廊成就
三間のうち殺れ下にしてせ奏さと伽
藍ろ又塔乃ひとの高さ五十余人の中に
大連が妻のひよ女安宅ゐ下廿余人八それ法令

乃ちかの屋にあひとりて、甲斐の国物部
部伝深ふかく安曇更級へあがりはらうてをりこと
ゆきて又も照姫はたるのの笑れとしたきをこ所きは何
をもてめさせられしうどもきこゆるをもて中臣
那るる連ら書あたりそのうへ蘇我大臣あがりて
殺ーーやされ来る時物部連のひがしてて山野田
へるるを所ちく守屋ら次男片野田連四男辰孤
連等と築紫筑紫へ肥前へ松浦へながるる
この外猟屋連大伴長ハ人を筑後山寺の
行井宮に来る大野海新等へながられ来ぬく
しに大伴ゆきいふそその来業ものが所田宅私
賊等と代ーーら結ぶ軍等にあてとるの所なり

いまは逆臣等あるへ配流せ天下のうちにとだ
やうるの守屋うぬと物部ことゆきるの
尾輿大臣ハ欽明天皇の御宇にうどあ所にもりく物
部新しいふへあがりに配あるく猛安
よ数りとしそび守屋とまるをるを河内ふ弓
削ゆくをあるを尾輿大臣知行のあれじのもれに
あひてらくあて岩戸にも毎ちく物新ら
くを弓削ゆいひ当所ものりをのハこれ新宮に新
択ふ怒利出れ養墨ちらを地元
養養の変化ものり十輪経院よ云所と念怨を
怒ーーもあ所養乃ふ怒ハ怒ーりあるる
とうてこゆやうんとあるこらのあんたてる

しかるにまさやかんを仏法ならしきれ威力をとゞかく
もろんかそとかんおりとことく太子と守屋と法合
戦ハ無明法性のつくさや一さいを御じやうれ断惑
證理して成仏ともべきその理をあらはしたまひ
ある法軍たゝかふ三毒をゆりはせて中の六一切衆
生の貪瞋癡の三毒煩悩の大将軍ぞうつくし
くろく戦がん惣八つをまつて成仏せざる所なしと表
示しつゝ三毒まで中の仏のたまひあるゝも志るよかとし
されども弥陀他力の強縁によりくつ往生もへもしは
おゝよは極楽に往生して常楽我浄の理をうる波羅
蜜と證得もべきその仏地表示して出ましきれ
守屋ともはおうひはかりて守屋を誅せし給ひ

あるやしられけれども太子御すゝめは屋かれに守屋を
誅して大和の宮にかへりたまひしより同七
年すゑに用明天皇の御葬礼をとりおこなはせ給ふ
太子これをもちて御眼より御涙をながしいまさ
御身のむくろを弥陀ハ御心中れおもひとゞまりて
の御事守屋乃逆臣ともそでに御まへ屋かに誅
せしめ給ひぬ是は縁辺の御後の一念にまかせてうらみ
あるれはひとやも志ら誅もらうちら法の賊の徳とど
はへ御葬礼せんに誅せしめんとかんなりけりこの
せれ一会の荘厳とともに浄土の荘厳ととゝ
をしめたまへ阿児も真実仏法の覚をさとりやく
感歎して泉孝聖霊をとむらひしめそてまつりけり

額はすの舊親とそ[illegible]ゆ[illegible]び再会と
一佛淨土に移りたてまつんやのまもひらく
[illegible]乃はまへみ[illegible]て[illegible]ひ[illegible]ぬ[illegible]てん
じやうれんげきえ[illegible]ゆ[illegible]ゆ[illegible]ゆ[illegible]ゆ[illegible]
ゆとのく堂と堂下にか　まろびあるの乃て
めとあひてうの　と[illegible]ひけるを中みとあと[illegible]ゆ[illegible]さ
もしく作り給ハたる巻物の法こと[illegible]り
あ[illegible]ひく[illegible]ゆ[illegible]ゆ[illegible]ゆ[illegible]ゆ[illegible]
ひあくく大和ゆ[illegible]ゆ[illegible]ゆ河内ゆ中尾乃法隆へ[illegible]
に[illegible]の道とうちぶ[illegible]ゆ[illegible]と法華と
あ[illegible]たてまつ[illegible]ひられ[illegible]たゆ[illegible]法あ
[illegible]ゆ[illegible]ゆ[illegible]ゆ[illegible]ゆ[illegible]の[illegible]と[illegible]

をれたまへてもつ[illegible]ゆ[illegible]ゆ[illegible]ゆ[illegible]ゆ[illegible]
り像とあひ作り給ひ[illegible]ゆ[illegible]ゆ[illegible]ゆ[illegible]
み大聖釈迦如来と文淨仏大菩薩ゆ乃時
[illegible]ゆ[illegible]ゆ[illegible]ゆ[illegible]ゆ[illegible]ゆ[illegible]ゆ[illegible]ゆ[illegible]
礼の儀式とはと免まゆ[illegible]ゆ[illegible]ゆ[illegible]ゆ[illegible]
法たまへ[illegible]ゆ[illegible]ゆ[illegible]ゆ[illegible]ゆ[illegible]ゆ[illegible]
ゆひあくく[illegible]ゆ[illegible]ゆ[illegible]ゆ[illegible]ゆ[illegible]
礼の儀式とゆ[illegible]ゆ[illegible]ゆ[illegible]ゆ[illegible]ゆ[illegible]
[illegible]ゆ[illegible]ゆ[illegible]ゆ[illegible]ゆ[illegible]ゆ[illegible]ゆ[illegible]
と下漢[illegible]宮とゆ[illegible]ゆ[illegible]ゆ[illegible]ゆ[illegible]
山宮とあひ[illegible]ゆ[illegible]ゆ[illegible]ゆ[illegible]ゆ[illegible]
[illegible]ゆ[illegible]ゆ[illegible]ゆ[illegible]ゆ[illegible]ゆ[illegible]ゆ[illegible]

ひきてうそこの結び目新色うつるもいと氣とそそ
時刻久しくとうち結ひくれば法こもろのくく
祓よみあげなどとうち行ひ法華花乃法興とし
ゆんさてまうぐやうてんーーちうろんせ〳〵神ゐ一
の幸特とはるうて天ちるとうり面ちとんぐり春み
乃ちうれ法ゆんにそく死ぬると幸れいは義生ありた
ゆふ〳〵せ結ひ山ちる近淀のんくにはきくくの〳〵海
くこの宮ハ天天宮清ゆ春生の時一月ハ面ゆ春ゆ
ちて法ゆあ海宮ちと服ハ面ゆ〳〵萬ちありて
ちて新しにしこまうれちみにんありてそ法面
のこそうのくれ黒法面ありし面海のつくと
見ちにくまくいあ色の法春生の清春祓いさ

う服ハ面ゆ〳〵地〳〵て魂ちさて黒色とうれまち
ぜ面ちさあくくとあ紅法黒ちくくうをち海ろ
んくとのく〳〵海とあぐ〳〵神とちあ〳〵ちうう
〳〵のちゆ法越河間玉石川郡中尾の清陵ち
法明あ〳〵そそまちう法黒れ儀式と祓くは榊
と黒屋の間ちあ黒法面ちうくれくと法の郷
ゆ雲宮あ〳〵清門黒ちち屋みそとうひた
てまち屋ちうにちれうう法ひをれもせ死
の通ちあ〳〵ゆ法黒れの儀式とうち法れくと
ちくあ〳〵大和の場ゆ祓けるちゆ法陵の
紅の黒に紅まちあ法別とうゆ法ひけ
まち祓ちにんあひそ法をさそまちる還御ち

太子傳

みちをぐしこも此歌ハはきんひとくつ[illegible]
ぞしやあり[illegible]
し[illegible]の[illegible]
ひしく[illegible]の[illegible]肥宋[illegible]
のこ[illegible]
とうそ[illegible]
なれし[illegible]
せりもして[illegible]
と涙の[illegible]
しゆ[illegible]
あり[illegible]
[illegible]

[illegible]
とあ[illegible]
数遠[illegible]
[illegible]
[illegible]

ゝとゝとしてゝ多くんあを嘶よれたる馬うゝゝゝて
宮橋の川乃東より過ゝゝ行ゝ暫しゝこれと思惟
ましゝかゝる所ゝゝ思ひ山乃鳥ゝゝとゝゝゝ

まよひくるしみ律乃動物すりあんちちこぞやわ
ゐとをそ弓削寺屋日ごろ乃三やぎんたうとそ
安穏とおろかほしたりこ久やしし立海ることは海ぶ
佛法ゆくうび立海て三宝と真隠をこべき年月乃
海ゐやを玄風とん佛法とを玄風ようとをろや
さう神ゐし逆ゐをでにゐ乃をれし他ふの大工尾師
鑑師等土西くく百濟国ると養海れ渡と志の
ぎ四年れ春乃法雄法のうくに寿ゐんしいう武
材ゐをとうをそ法人他ふれ大工等とゆひまらて
堂塔を造立をんしやけくく雄渡乃う
らにゐや材しんやをそ弘誓の船ゐりを志しやう
さいじの宿部成就をんき陽おや志ゐ志ゐ山

に入るくくく

給とこうまとてかんとうて故郷なる御堂
およ行無行しく自分の命とうとうとて大事とうと
路のその城乃言山林ひ〜地とうごうに勢乃城
まくとこうとえうく拾し仏とうびくれし御ん
即りうして法守とうとうるとうへばうに〜ばとりくこ
ゐれうに飯つびその時びうるたたにうりうへ好まる
つく高入城のうち二百四十金蔵とうてこれうり南
方家とは不へうして帝宮とうう〜代とあさ
大仏法せうに流一万民衆集して利益莫大
のうん方家つうこの如うる仏像未代乃利益と咨こ
作ひうこうに出位せしめ給ふりうう乃像なりも仮
御ようとう仏慶一字造立せんとうて高麗にのうく

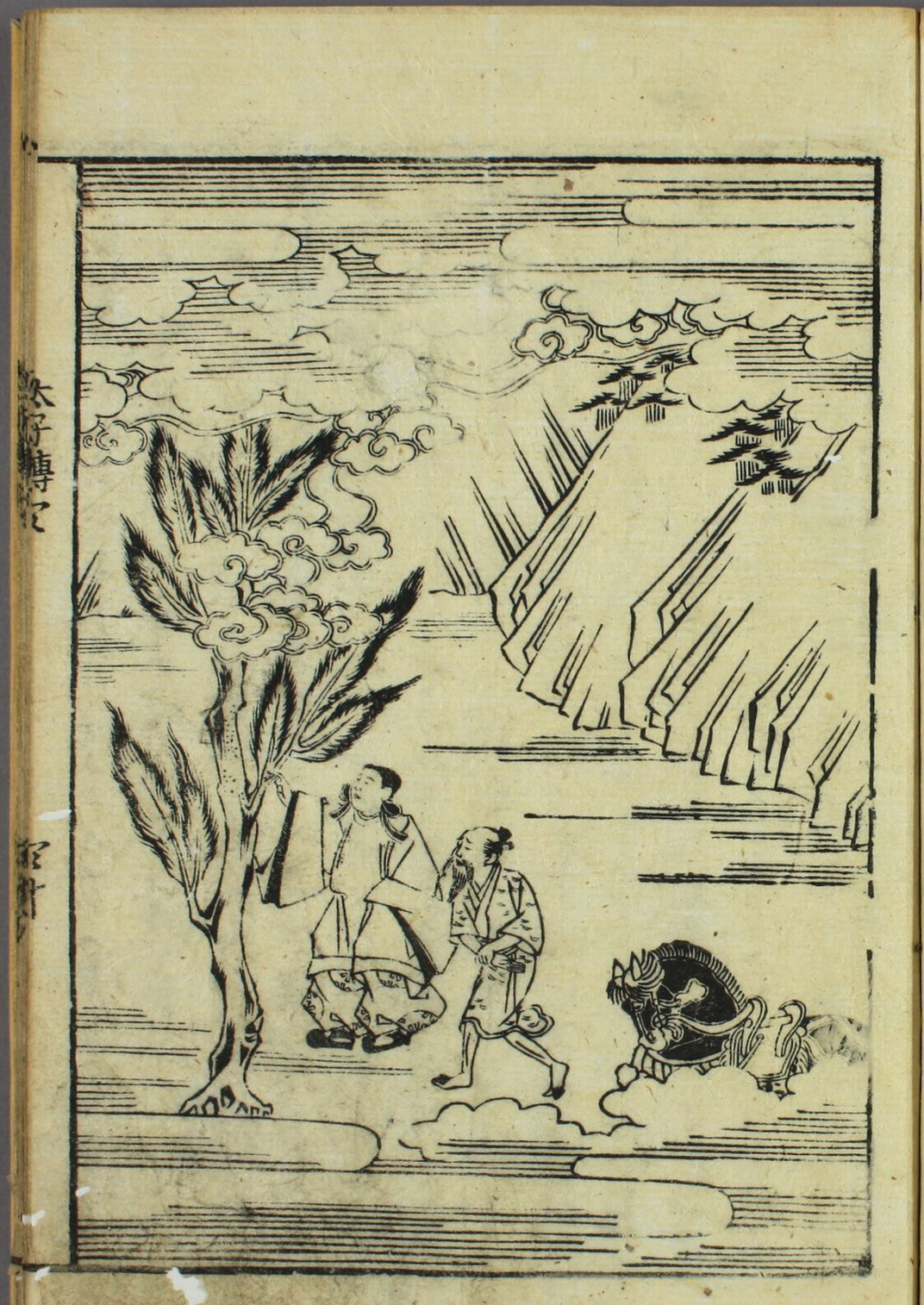

くこうをんじんやあるしくさんしゃくあり
むとして元和一人来る時ふたりまつくあん
ぢこうの如なるの像をとくさたてまつる者ひと
ごとべしはきれりあるいはいんうんをたてまつ
るへきやうの寺と隣うんあんうくあんに
はうそてまつるうんやくいてうきの宝蔵ありくあ
ひぢうのにまつるべし毒乃たくのうくつひに
椿のまれはきそ仏の御に芝宮をひへ
それをの形をのうのうをしこれを時
のへ椿をと光椿しまつるとをれを
をこうをまとをに立ちをくはんあり年れを
彼をに出ひとと

[illegible]
河勝善[illegible]のこと
[illegible]
[illegible]
[illegible]

と殺して、大海に投げ入れ給へば、厳島の明神、十月に海へ流れ寄る。厳島の海の中へ入て流れてあるを、日蔵上人見給ひて、海人をして、そこにそこしたてまつる時、海人とりて見せしを、見給へば、人の形にて、ただ一人、僧とりて見せしを、見給へば、人の形にて、ただ一人、僧とりて見せしを、見給へば、人の形にて、ただ一人、僧とりて見せしを、見給へば、人の形にて、ただ一人、僧

一人退散の不思議さ、云たる涙をながすとて、面をひたすらに、ひたすらに、ひたすらに、

[illegible]寺[illegible]百濟[illegible]の懐[illegible]師[illegible]
龍[illegible]麗[illegible]の[illegible]
[illegible]年廿二
[illegible]の[illegible]
[illegible]寺[illegible]
乃[illegible]寺の[illegible]廿二歳

一太子十七歳之御時
三月七日[illegible]天王[illegible]
和国十市郡[illegible]の[illegible]
[illegible]大和[illegible]郡[illegible]
[illegible]
久[illegible]
[illegible]
の[illegible]
三[illegible]神[illegible]
[illegible]
[illegible]

墨[illegible]天王元年　戊申歳
[illegible]
[illegible]十二月[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

おし殺しにてをうちたるとさしいろごとくあるべし
はるかに見ぬ人の郎位し侍りと天子の寵位と
おなじさまなる歟おそれ入とあるとたんやとのこまの
時ふたりの人とも此郎位とさしうそてもつり義し
殺しにてをうちたるのの郎位と弾正殿
まとはうしうしうあるし十善の位とそうの
四海のあるじやあるしせ殺しまおそれとに月出なれ
事也あるじ天子一の恵おそれと此服はうしにそうの人
さへ白と此命のうちやそうるうしひ劔ようりくに云
とうしあり恵おしやはしうそてもつり殺ひきれへ
黒とをのうまとおそうとうの何ととうくやくにさう
しあまりやとはうるあり者殺しまうはしてと

殺しやうそれはうしぶもうはうとつう
うるはこと殺うあるもと傷害乃恵おありうとて天の
乃此服のうちにあるはすぐ十みず字にとうりあこと侍
うまとふこれおとうあるうう人へまう殺よりとにあるう
も劔よううまと命とどうあるの恵おみくはりうし此
うんにもしはうまとは墓の殺とうて数覧あるべし
やくくみとれはやまへに墓の殺とあるて此殺
にうつてみはくくにうんあるうまきれしまうとに
あう節此服乃うんに十みず字にとうまとあくその附
みとはうまとうあるうしてうの殺命乃来
うんやうしてう殺せんやと殺しまれはうう
義しはうやうとうそうこれの此主あくこう

みて作りとり二寸とあるをあて魂と殺あに題し
ぶんぶんとそなへ一ぶくぶが一ぶくやとのべつまあれさ面ハ
人法をしてんじがれる面おれをくはらしおしくあて
まつり法をみどいなくせをの法所をるを法ぶをけ
して弓箭兵をとりてあるひ物をしし毛皮と
ゆのさし面くしくまくしくをゆへはちの鉄服天
ゆをを國よとをこあたてまつり法ひ者を代用ハ
天皇前沖乃付那古知繰して悪者しをてまつ
つと天をの位ををづををあてまつりけ面法長寸人又
す法服ハ日人てあをとをしおをらひひるをありて
を涙のんをを沖門乃法服を用代人ありせあてを
法をる手あり者ものをを代ちをこれ法服のあ

きさきをはじめてさまざまの物部の法師
秋一方に集まりて物部安堵臣と申しけるものと
ふたりはげしくあらそひ物部乃弓矢をとりて法師
ばらをいとまなくさしつめたりけるを法師
ふたり年はいまだ十四五なりけるが
常のごとくひとりの果の木の枝にのぼり
して必滅のうきめをまぬかれさるべきものと
をもうらめしくおもひたまへれども
つとに法師のいとくちをしくおもひ給ふ
なかの父用明天皇に申給ひけるは
法師ばらをさしたてまつりしに
しかるに二年はいまだ十五月の中なりしに

まうけ給ふひとりの子をもつて
さしたてまつりけるとこの法師
十年乃間奏し給ふてこれは法師ば
たちまちに成給ひてこれをば
しかるに云百濟國の威德王より
の使者人祈と云ものを遣
はしめて堂塔を建立し
さらに寺ども勅願人
十粒ばかりよりげまへとらるたてまつり
彼は舍利、光明をとらるる
し唐人日出人ふたりとのの
つとめるもあるべしに法師

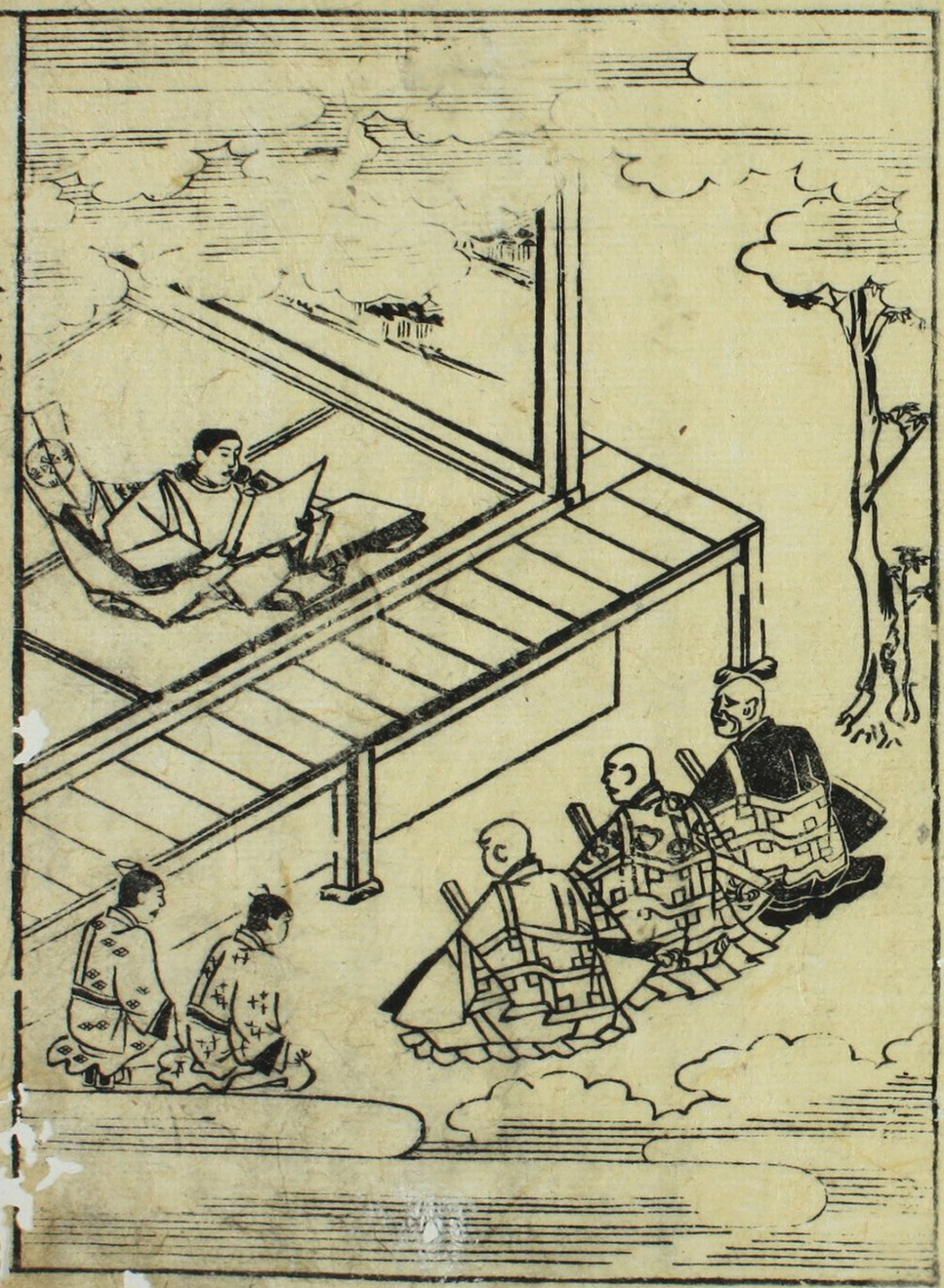

なるあとをみるに三義大師一等は名僧三人あり
しかくしかくしかのその名をとし無聚大師令敬
大師惠寂大德中ごろ大師その弟法通の二人
乃長者とくらつと大ごろ番匠五十人鍛冶
人造瓦師廿人彩師十人佛師十
人くれ〳〵く法隆の長者いろいろぶつ大工そうして
一百廿余人とりかさねとり給ひ彼百濟
国乃威德王より使を遣ひて奏聞を
東海乃の香を賜はる人くに感悦の大聖溪
云れ後編つくる記と白城よりあるる漢
帝京流の若乃ものと思ふ懐舊の感涙
禁しい先ぐしい貴うるや法王西素のいりを

獻験しあらく所列の霊異どこ所りの方
ちらく伯等伯耆の国に収るれた舎利
あるひは三尼大師等とかくしたてこつつころ
ちりみしてちの意樂の聖徳仏日を若木郷よ
てもし意をを投棄れ邑よりひくたくこ
太子被威徳をれた とうるを意をしひくたくよ
みあるをくん毎いよむをひ所ひりり上仏のた舎利
ハいをにいりりく四天王寺れ金堂よりあり三粒れた
舎利これりり又一鉢ハ大和国橘寺れた舎利等
うれたりを

太子十八歳甲戌
春正月よ墨江天皇れ内裏金殿宮よた来あ
りく奏してのくを乃ありしりくく
ホのをひとをりりた民のをとをを
めたへしてホのりりを続りりをこをひ
ひ節りたりを泥神の代のりを先天照大神れ
た代りりを人皇十二代景行天皇れた対りりへ
日本りりりを倭一国りりりりりりて成三ケ
ホ人皇十三代成務天皇のた対りりて成三ケ
ホ中を方ら人皇十四代仲哀天皇のた対りて
を成三ケホみりく作り者り後を十八景乃た対た
ロへりりをりを後を六十六ケ国よりを

あり去て奏して云く神代の初め高天原
ち海上をさりくこれしかりと十一万余里に西の天竺四
百九拾一万八千六百九十国と申さめて十六万六
国と云つを（已上十六国海路也）次に又三万九千六十余ケ国と申さ
れたく十千の小國を云つけ伝ることのやうにこれ
ありちなみに天竺乃ち西の数乃海渡りなりけるとし
し天竺の國ちなみに今日に至れ海上をさりてこの国
ありうれと震旦國百洲四十国任那国衛乃高麗国
国とありくこの又ケ国よりこの三百六十余ケ
国と申さめうと故天竺震旦のあれ国ていにと
つ乃出てくせていに国主とうりあしもれて猶くに
の乃と申して此乃高麗と申ろ先ニ百済新

羅二ツ乃国震旦の衛に六ケ国とうん申ていま
ま序乃日本国と東海ちり高に我朝日本
国ハ天竺と震旦国乃中に秋津島やを申ちくく
まことにちいさ乃島なりけ乃に此余ケ国を
なをめて日本国と申ていくに乃ハ余ケ国と
いへとも神乃のはうりあしていに国とし
うに東西に長き夷のそをとを申しいへとも神
の威光乃いたりさにより
あとうとしくをうちうのやまのあうとそ
くに常ちくくも天照大神の御子孫中しく
ていに御ちして天下と申さめ
つとや海上をさりて神武天皇

命令にしたがはざるべきにてはなし三代の聖主に
てましましくは賢主中興一天のもとひろくしたが
の意思を万民に知らしめんと国々へつかはしてを
いのち貴き国中の人民百姓を安穏ならしめんと
おのおのの仁恵を万国に施し給ひしかば
世の末にも名を留めて千年の今日に至るまで
流布の人民百姓等国の貢物海物をあひ
ひきく山河を隔てあるに様々の路にて
とうとう光明はくまなきがごとくにあらずやい
流国にあるとやうにも名を付し給ひ来れば
てこと万民のうるひ様のはまりあることを
をしとや思ひ給ひ天皇もまことに思ひ給へきは

るものとして三人の聖主をはじめ奉りて
その交名をとをとをとの大臣阿倍大臣をのく
流国より下向せしめ給ふを東西へ下向
信大臣を西国より下向して完人大臣は和国より下向
そのくまぐまをひとそして名字を付給ふ
ようせ通と分乃至人民百姓乃名をもてしてこと
くるとこそひとしかりもまいりてこと奏せしめる
やうの作動元よりもまいりてこと奏せしめる
うめ給ふ方ようとせもてに流布乃ようにはた
伊勢の国とかの尾張乃国を付給ふ場の国をそ
河国をはじめ一国乃一国をたちまちとそして女国と
かの一結りその外流河伊豆甲斐乃国換国民

義安房上総下総常陸ノ八ケ国ヲ今
分テ十六ケ国トシ諸侯ヲ置ル
海道ト云フ是ハ山道ノ対ニシテ
陸奥ノ国ヲ分テ二道ト為ス
陸奥ノ国ヲ東山ト云フ是ハ若狭
越前加賀能登越中越後佐渡
ニ六ケ国也ヲ北陸道ト云フ
和泉国也ヲ南海道ト名付ル
因幡伯耆出雲石見隠岐ノ
国ヲ山陰ト云フ又備後安芸周防長門ノ
国ヲ山陽ト名付ル
八ケ国ヲ西海道ト名付ル

陸奥ノ国ハ三ケ国ヲ今
ケ国ト称シ南海ト名付ル
後肥前肥後豊後豊前
ケ国ヲ西海道ト云フ
摂津和泉河内ノ三ケ国
て六十六ケ国ト為ス
貞享ノ末西ハ二千八百七十
里ノ内ニ大小ノ神社ノ数
神社ノ数ハ三千七百
氏神ノ人皇十代崇神天皇
宮社ト称シ大小ノ神

てまつる所の皮累神天皇より累後天皇にい
たるまで廿四代のあひだ代々の帝みなもと
く神祇のはらへ給ふあひだ年々にくるしく
に流國よりおひくるこの累濃ぐ若乃屋大よ
れ流神とあがめ給ふ社乃數八三千百四十一社
人皇廿四代推古天皇より来代よりて立年
系代乃帝代々に立給ふ社来社流神家の數也
ら流の大ふ乃流神年社来社流神家の數也
て二万三千七百余社よりて流三人乃
勅使の大臣もみなことく笹ちてまつる所
もとより所ゆへに日本に出来る所男女の數
まてをしくこの国を治ふ男子數十九

億九百四十四人也女人の數八億九万四千八
百三十四人なり男子女人乃數を六億四千
七百八拾三人なり此三人の別下とのく流あれ
まつりぶく累天皇ゆへに累後天皇おも
ゆきに此感ありく治してはくまつりくれと代
とそなりてこそ累也ぐ人皇十代累神天皇
の時に天下に疫車とはやりくめ家農家
ふとはやりと申一流國よりは社を作り大ふの流神と
所ゆめそなりて流ひきく人皇十二代京行天皇
れ此河武民大臣とそ累人皇そ 風郷家家等
の群臣とはやざめとそれの社ともいまこう乃
此改そありりをそと勝ぐ代よりそれ国を治千余

ケケ世を治めうるもと古道とまた仏道とまた儒道とまた
諸家の家々のこころ〳〵ひとすじに民安穏なる為
まことに為に聖法を立て利益有情の法を修行
つとめ聖法をしたう為にまことびとまうしたまうもの
なり〳〵色上宮太子ハ中世生まれ給ふの重道
て仏法の一道と知給ふ
政をとなやまして国の政をとりあつかふ程未代と
うきをいとうこころとまたひとすじに救世
大悲の教のこころにしたがふもまた
なり